

「足利検察支部（１９）建築改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。
本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、宇都宮地方検察庁足利支部（栃木県足利市丸山町620-6）において、経年劣化している外壁の改修、建具の改修、屋上防水の改修及び便所の改修を行うとともに、これらの改修に伴う電気設備改修及び機械設備改修を併せて行うものです。

（１）主な工事内容

- ・外壁改修（ひび割れ部及び浮き部の補修、外壁仕上の塗り替え）
- ・建具改修（外部建具の改修（かぶせ工法））
- ・防水改修（R階既存露出アスファルト防水（M4AS工法））
- ・便所改修（便所の撤去・新設）
- ・内装改修（便所の移動に伴う内装改修）
- ・上記改修に係る電気設備改修及び機械設備改修

（２）施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・来庁者、通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。現場説明書説明事項その２－[交通誘導警備員]を参照してください。
- ・既存外壁仕上材については、アスベスト含有分析調査の結果非含有となっています。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、K-01図を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

（１）実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

（２）施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

（３）工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

（４）主任技術者又は管理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（開札日から30日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は管理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「主任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合は、監督職員と協議を行って下さい。

（５）入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後におい

て、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

(6) 週休2日促進工事の試行

週休2日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。